

○第5次計画素案における課題と方策

〔基本方針 I〕あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり

主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進	
女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、女性の管理職登用に係る情報提供や男女雇用機会均等法等の周知による気運醸成により、働き又は働こうとするすべての女性がその力を存分に発揮できるよう、企業等に対する働きかけや、ニーズを踏まえたきめ細やかな施策を講じるとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。	
修正	③ 女性が働きやすい職場や女性活躍推進のためのロールモデルを紹介するとともに、現場で抱える課題の解決に役立つポータルサイトを活用し、女性活躍の「見える化」を図ります。
新規	⑧ <u>固定的な性別役割分担意識や、性差や年齢に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための普及啓発を行います。</u>
(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育	
出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、これから働こうとしている女性、また、管理職等をめざす女性のキャリアアップやデジタルスキル等の習得を図るための講座・セミナー開催などによる、ライフステージに合わせたリカレント教育を実施し、女性の活躍を支援します。	
修正	④ 大学や企業、民間団体等と連携しながら、女性や若者の自己実現と社会貢献に向けた学びの場である「とくしまフューチャーアカデミー」において、 <u>女性デジタル人材の育成などリカレント教育を実施し、女性活躍におけるすそ野拡大を図り、主体的な社会参画を促します。</u>
修正	⑤ <u>男女共同参画総合支援センター内に「すだちくんハローワーク（分室）」を設けて求職者の利便性を図るとともに、創業相談など各種相談を実施することにより就労を支援します。</u>
(3) <u>男女間賃金格差への対応</u> (新)	
<u>男女間の賃金格差を解消するため、女性が多い非正規雇用労働者の待遇を改善するための取組を行い、女性の経済的自立を促進します。</u>	
修正	① 女性の多様な働き方の選択を広げるため、関係機関と連携し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や <u>男女間の賃金格差</u> を解消するための法令の周知や情報提供を進めます。
新規	② <u>企業の労働環境整備や求職者の就職活動への支援により、多様な就労機会の創出を行い、正社員での採用や非正規から正社員への転換を促進し、賃金格差の解消を目指します。</u>

(4) 女性の起業・創業への支援

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、創業コーディネーターによる相談体制の整備や低利融資制度等により、きめ細やかに女性の起業・創業を支援します。

修正

- ② 起業家が抱える経営課題の解決を図るため、個別相談を実施します。

(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進

女性が働きやすい環境整備を推進するために、農林水産分野での6次産業化に向けた研修会や各種交流会を開催し、女性の視点を生かした新たな産業創出につながる取組などを支援するとともに、女性に対する建設産業の魅力発信や、スポーツ分野での女性指導者等への支援により、女性の参画が少ない分野での活躍を促進し、女性の視点による地域の課題解決を図ります。

修正

- ① 農林水産分野において女性が一層活躍できる環境整備を推進し、魅力ある農山漁村の実現に向け、アグリビジネスアカデミーや林業・漁業アカデミーなどを活用したリカレント教育の充実、地域の新たな産業創出につながる6次産業化に向けた研修会や各種交流会等を開催することにより、女性の視点を生かした新たなビジネスにチャレンジする取組を支援します。また、各種団体・グループが実施する女性リーダー育成研修会等の自主的な活動を支援します。

(6) 女性の活躍状況の「見える化」の推進

「仕事と家庭の両立」や「女性の活躍」を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。また、次世代育成や男女共同参画に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、企業の社会的認知度を高めるとともに、女性活躍推進のためのロールモデル等をポータルサイトで発信することにより、子育て支援や女性の活躍状況の「見える化」を図ります。

新規

- ⑦ 県内の商工会及び商工会議所における役員の種別ごとの女性割合を一覧化して「見える化」を図ります。

(7) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

職場におけるハラスメントの防止により、すべての人が働きやすい職場環境づくりを促進するため、啓発広報に努めるとともに、充実した労働相談体制を確保します。

修正

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの未然防止等や、母性健康管理を促進するため、関係機関と連携しながら啓発広報に努めるとともに、充実した労働相談体制を確保します。

主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進

(1) <u>コロナ下で広まったテレワークの一層の普及</u> など、多様で新しい働き方の創出	
仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方は、多様な人材の能力発揮が可能となります。時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及や、フレックスタイム制の導入などにより、女性の活躍の場を拓けます。	
(2) 働き方改革の推進	
長時間労働の是正をはじめとした労働時間の見直しをはじめ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組を進めるなど、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を「選択できる」社会の実現をめざします。	
修正	⑤ 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、過労死のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、企業における労働者の <u>健康管理が強化されるよう、関係機関と連携し、相談や啓発を実施します。</u>

主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	
誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭生活との両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等をはじめ、すべての人の意識啓発を図るとともに、長時間労働を前提としない働き方を構築するため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。	
(2) 男性の育児休業取得等の促進	
男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活とを円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに、子育て支援等に積極的な企業や、子育てを楽しむ男性の認証・表彰等により、男女が共に家事や育児、介護等に参画・実践できる社会の実現を推進します。	
修正	① 男性の家事や育児、介護等への参画・実践についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児に参画・実践できる働き方を普及促進するため、子どもの出産前後における休暇や育児休業を男性が取得できるよう、 <u>積極的に企業に対して働きかけます。</u>
修正	③ 男性・若者向け講座を充実し、男性の家事や育児、介護等への参画・実践についての理 解の促進及び技術の向上を図るとともに、男性同士の <u>ネットワークづくり</u> や子育て支援団体の活動の土台づくりに取り組みます。
新規	⑤ <u>親子で参加できる講座を実施し、男性の育児参画を支援します。</u>
(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実	
性別や就労の有無に関わらず、安心して育児や介護ができる社会の実現に向け、多様なラ イフスタイルに対応した育児や介護の支援策の充実を図ります。また、 <u>子育て・介護などを担う方の利便性や向上や手続に係る負担軽減を図るため、各種行政手続におけるオンライン化を推進します。</u>	

修正	② <u>待機児童ゼロを継続するため、国が定める「新子育て安心プラン」に基づく、市町村における保育の受け皿整備を支援するとともに、保育の担い手となる保育士等の人材確保を促進します。</u>
新規	⑮ <u>子育て世帯を支援するため、未就学児の子育てに関する相談に応じます。</u>
新規	⑯ <u>子育てや介護を担う者の利便性向上や手続に係る負担軽減を図るため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続のサービス検索及びオンライン申請ができるワンストップサービスについて、令和4年度に市町村における導入を促すとともに、市町村のシステム改修等の支援を行います。</u>
新規	⑰ <u>介護支援専門員実務研修受講試験への受験申込手続をオンラインによることとし、受験生の利便性向上を図ります。</u>
(4) ゆとりある子育て環境の創出による女性活躍の支援	
男女が共に楽しく充実した家庭生活を送ることで、労働や就業への意欲や活力に繋げるため、子育てが楽しいと感じられるゆとりある子育て環境を創出します。	
修正	② <u>男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」等を利用する方の子どもの一時的預かりを実施し、子育て世代が様々なイベントや活動に参加しやすい環境づくりを行います。</u>

主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	
政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図るため、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、市町村や企業、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行い、人材の発掘と育成により、女性活躍のすそ野拡大を図ります。 また、異なる業種、分野の方々及び世代を超えた方々の交流の場や、活動成果の発表の場の創出などにより、主体的な社会参画を促します。	
修正	① <u>県及び市町村における管理的職員、審議会等委員及び地方議会議員に占める女性の割合等の実態調査を行い、国の実施する女性の参画促進・拡大を阻害する要因の分析結果に基づいた対応策を講じます。</u>
修正	⑤ <u>女性・若者の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行います。</u>
修正	⑥ <u>県職員については、「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の一層の職域の拡大、能力の開発を図るとともに、「能力実証」を前提としつつ、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めます。また、「徳島県特定事業主行動計画（ほほえみ愛☆阿波っ子すくすくプログラム）」に基づき、育児休業の取得促進、効率的な業務執行など、職員だれもが働きやすい勤務環境の整備や職員の意識改革を図ります。</u>

(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、女性のエンパワーメントを促進し、幅広い分野において女性リーダーとして活躍できる人材を養成します。特に次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

修正

③ 女性がキャリアビジョンを追求し、いきいきと働くために、キャリアアップのための各種セミナーを開催します。（主要課題 2 から移動）

修正

⑤ 消費者情報センターをデジタル時代に即した全世代への消費者教育の拠点とし、学校における消費者教育をはじめ、ライフステージに即した体系的な消費者教育や地域の消費者リーダーの育成を推進します。

修正

⑧ 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組方針等の情報を収集し、提供します。（主要課題 1 2 から移動）

[基本方針 Ⅱ] 安全・安心に暮らせる環境づくり

主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力根絶のための環境の整備	
女性活躍以前に解決すべき最も重要な課題である女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、広く啓発を行うとともに、暴力の被害に遭った女性に適切な支援を提供するため、関係機関との連携体制の充実を図ります。	
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
こども女性相談センターを核として、関係機関と連携し、被害者やその子どもの状況に応じた迅速かつ的確な支援を提供するとともに、民間支援団体の育成にも取り組みます。	
(3) 性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援	
性犯罪の取締り、未然防止に向けた取組を更に推進・強化するとともに、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を核として、インターネットやSNS等を活用した相談支援内容の広報啓発の実施や、性暴力被害者支援に精通した心理士の養成研修の実施などにより、長期に渡り心身に重大なダメージを及ぼす性犯罪を含む性暴力被害者への支援に取り組みます。	
修正	⑪ SNS等の利用をきっかけとした児童ポルノや児童買春などの子どもが巻き込まれる犯罪・トラブルや、「いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・『JKビジネス』問題」、「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力（レイプドラッグ）」などの新たな形の暴力に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの危険性や適切な利用に関する教育・啓発を推進します。
新規	⑫ <u>子供たちを性暴力の当事者にさせないことや、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るために内閣府と文部科学省が共同作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きの活用について周知し、児童生徒の実態や地域の実情等に応じた教育を推進します。</u>
(4) アダルトビデオの出演被害対策の推進（新）	
<u>アダルトビデオ出演被害問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害であることから、若年層の被害拡大防止に向けて、適切な被害者対応を図り、強力な取締りを推進します。</u>	
新規	① <u>アダルトビデオ出演被害に関する相談、被害申告等を受理した際は、新設された「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」のほか、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進します。</u>
新規	② <u>被害者の心情に配慮し、被害者の要望に応じて女性警察官が対応にあたるなど、相談しやすい環境の整備に努め、関係機関・関係部門等と連携して多面的・重層的な被害者支援にあたります。</u>

新規	③ <u>各種学校、企業等と連携して被害防止教室等のあらゆる機会を捉え、アダルトビデオ出演被害問題に対する警察の取組や相談窓口等について広報するなどし、被害防止のための啓発活動を推進します。</u>
新規	④ <u>性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、被害者等からの相談体制の整備を行うとともに、被害を未然に防止するために必要な広報・啓発を進めます。</u>
(5) ストーカー行為等への対策の推進・強化	
ストーカー行為や子どもに対する声かけ事案等、凶悪犯罪に発展するおそれのある事案について広く相談に応じ、必要に応じて、助言・指導を実施するとともに、関係法令などを厳正に適用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害者への適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な支援を実施します。	
修正	② <u>ストーカー事案の被害防止等を図るため、平成30年5月から3年計画で実施した「官学連携によるストーカー調査研究」結果を踏まえ、被害者の多くを占める若年層を対象に、被害者にも加害者にもならないためのストーカー対策講習を開催するなど、被害・加害防止啓発活動を行います。</u>
(6) 加害者の再犯防止に関する取組	
ストーカー事案や性犯罪等については、同種の犯罪を繰り返し引き起こす加害者が少なくないことから、将来にわたり被害の発生を防ぎ、被害者の安全を確保するため、加害者の再犯防止に取り組みます。	

主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援

(1) <u>困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備</u> (新)	
<u>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援の実施に関する基本計画を策定し、支援調整会議を開催するとともに、関係機関との連携強化、支援者の資質向上の取組、民間団体との協働等、各種施策を計画的に実施します。</u>	
(2) ひとり親家庭等への支援	
ひとり親家庭等それぞれの様々な課題に、総合的・包括的に支援するため、相談・支援体制の充実・強化を図ります。また、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子どもへの学習支援や就職支援を推進します。	
(3) 若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援	
若年の女性が妊娠した場合などは、学業の継続が困難になるなど、その後の人生において貧困に陥るリスクを抱えてしまうことがあります。本人の意思に沿わない若年の妊娠を防ぐとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、適切な支援を行います。	
修正	④ <u>思春期における性に関する悩み、からだやこころの悩みについて、正しい知識を学べる情報ツールの充実や安心して相談できる相談窓口の周知を図ります。</u>

主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援

(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持	
女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化するため、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。性別に配慮した医療体制の整備を促進し、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう健康教育、相談やスポーツを促進します。	
修正	③ 男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施していきます。さらに、「女性の健康週間（3/1～3/8）」に合わせ、パネル展示やパンフレット等の配布を行うとともに、 <u>ライフステージに応じた切れ目のない健康支援の推進を図ります。</u>
修正	④ <u>子どもの段階から食育を推進し、栄養バランスの優れた食習慣等の定着、食を通じた豊かな人間性・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。</u>
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
女性が安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、母性の尊重と保護、子どもとの愛着形成の充実、乳幼児の健康保持に取り組めます。また、不妊・不育に悩む男女に対し、専門相談や情報提供などを行います。	

主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った <u>防災・事前復興</u>	
男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及や地域におけるリーダーの養成を図るとともに、女性消防職員の活躍推進や女性消防団活動の活性化を促進します。	
修正	④ 女性消防団活動の活性化を図るための広報・研修、また、 <u>女性消防団員の活躍しやすい環境整備等に関する市町村取組への支援を実施し、消防団員における女性の活躍推進を図ります。</u>
(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立	
大規模災害時における避難所運営が、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、市町村や関係者に周知・啓発を図ります。	

[基本方針 Ⅲ] 地域でともに支え合う社会づくり

主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	
広報誌やインターネットなど多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催などあらゆる機会をとらえ、県民に男女共同参画に対する理解が浸透するよう広報・啓発を進めます。 また、男女共同参画及びジェンダー平等の意識啓発を効果的に推進していくため、その参考指標としての県民の皆様への意識調査の実施と詳細な分析に努めるとともに、<u>固定的な性別役割分担意識の解消に向けた効果的な普及啓発を行います。</u>	
修正	② <u>7月、8月の2か月間を「徳島県男女協調月間」とし、この期間に、女性の活躍に向けた講演会の開催や、男女共同参画立県とくしまづくりに関する表彰、性差や年齢に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消を図るための意識啓発など、各種啓発事業を集中的に展開します。</u>
修正	③ 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」において開催する啓発事業等を通して、県民の男女共同参画の理解を深めるとともに、男女共同参画に関する各種情報の収集・提供を行います。 <u>事業の実施に際しては、インターネットを通じた広報活動やオンラインを活用した実施方式を取り入れるなど、一層のデジタル化を進めます。</u> またNPO等民間団体が自主的に取り組む男女共同参画に関する講演会・研修等の開催や各種研究活動等に対して支援を行うとともに、NPO等民間団体との協働による啓発活動を行います。
新規	⑩ <u>関西広域連合と連携して、男女共同参画の広域的な普及啓発を実施するとともに、大阪・関西万博における女性活躍や多様性の実現をテーマとした発信の共有に努めます。</u>
(2) 男性にとっての男女共同参画の推進	
男性の意識の変革は女性の社会での活躍を促進するために非常に重要であるとともに、男女共同参画の推進は男性にとっても生きやすい社会をつくることであることへの理解の促進を図ります。また、<u>家族の姿が変化・多様化する状況の中で男性が家庭や地域社会で活躍の場を広げられるよう、家事・育児への参画をより一層促す取組を進めます。</u>	
修正	③ 男性にとっても生きやすい社会の形成をめざし、 <u>男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を図り、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発に努めます。</u>
(3) 総合相談体制の充実・強化	
あらゆる相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化により相談機能の充実を図るとともに、各種相談窓口の広報に努めます。また、女性に限らず男性からの相談にも応じ、男女ともに相談しやすい体制を構築します。	
修正	② <u>多様化する相談内容に的確に対応できるよう相談員等に対する研修の充実を図ります。</u>

主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実	
男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」等における学習機会の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の社会づくりを進めます。	
修正	① 性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、個人の尊厳が守られるとともに人権が尊重され、男女共同参画の視点が確立・擁護される <u>ジェンダー平等</u> の社会づくりを進めます。
(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進	
児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤とした男女平等意識の育成を図るための教育の充実をめざします。また、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む環境づくりを推進します。	

主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 環境保全への寄与	
男女が共に、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、地球規模での環境の保全に視野を広げ、次世代へ良好な環境を継承するため、日常生活や経済活動を見直すことを促します。	
(2) 地方創生の推進と男女共同参画	
地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。	
修正	② 個性豊かで魅力ある <u>持続可能な地域づくり</u> を推進するため、地域の魅力を情報発信するとともに、 <u>市町村と連携して移住交流の増加に寄与する新たな取組を推進し、さらなる人の流れを創出</u> します。
(3) 地域における男女共同参画の推進	
ボランティア活動、NPO等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む環境づくりを進めます。	

主要課題12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現

(1) <u>誰もが安心して暮らせる社会づくり</u>	
	高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県内在住外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重されるダイバーシティの実現をめざします。また、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人々が安心して暮らせるよう取り組みます。
修正	⑦ <u>高齢者が地域を支える主役として活躍できるよう、それぞれが持つ知恵やノウハウを活かした就業機会の提供に努め、生涯現役社会の実現をめざします。</u> （主要課題1より移動）
修正	⑧ <u>高齢者の生きがいづくりと介護現場や保育現場の負担軽減を図るため、現役職員とアクティブ・シニア（元気なシニア）が業務をシェアする「徳島県版『介護助手』制度」・「徳島県版『保育助手』制度」の普及・促進を図ります。</u>
新規	⑩ <u>誰一人取り残されない「人にやさしいデジタル社会」を実現するため、高齢者や障がい者を対象にスマートフォンの基本的な操作やインターネットの安全な使い方などを習得できる「スマホ体験教室」を実施します。</u>
修正	⑭ <u>障がいのある人が能力、適性を十分に活かし、活躍することができるよう、障がい者に対する就労支援を推進し、雇用の促進を図ります。</u> （主要課題1より移動）
新規	⑳ <u>各市町村における「属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める『相談支援』」、「本人のニーズを踏まえて社会とのつながりを作るための『参加支援』」、「世代や属性を超えて交流できる場を整備する『地域づくり支援』」といった包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備を促進し、相談窓口の強化・地域における役割や居場所の確保を図ります。</u>
(2) <u>多様な人権尊重</u>	
	性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の人権や、国際化や高度情報化、少子高齢化の進展等、社会の急激な変化の中で生じる新たな人権課題に対しても、理解と認識を深め、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」をめざします。
修正	① <u>性的指向や性自認等を理由として困難に直面している方々に対する県民の理解を深めてもらうため、講演会やパネル展を開催するほか、学生が制作した人権啓発動画の配信など啓発活動や教育を推進します。</u>
修正	③ <u>インターネット上の掲示板や動画サイトの差別書込等に対するモニタリングを県内大学と連携して実施するなど、インターネット上の人権侵害の抑止・削減に向けた取組を積極的に実施します。</u>
修正	④ <u>国籍や性別、障がいの有無など、お互いの違いを理解し、認め合うことのできる「共生社会」の実現に向け、県民の人権尊重の普及を図るため、「とくしま共に生きるフェスタ」において、各種人権啓発事業を一体的・総合的に展開します。</u>
修正	⑤ <u>これまで様々な理由により義務教育段階において十分に学ぶ機会がないまま学齢期を経過した方に対し、学び直しの機会を確保します。</u>

総合的な推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実
徳島県男女共同参画推進本部を中心に、各部局が連携を密にし、総合的かつ計画的な施策の推進に努めます。計画の実効性を確保するため、進捗状況について「男女共同参画会議」及び「働く女性応援ネットワーク会議」において効果の検証を行います。
(2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
男女共同参画立県とくしまづくりの推進拠点施設として、様々な学習・研修の機会の提供、相談窓口、交流など多機能かつセンターでの実施にとどまらない事業展開を図ります。
(3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
県民、事業者、市町村、NPO等との連携、協働をより一層深め、県内各地域における男女共同参画を推進します。
(4) 施策に関する申出の処理の円滑化
「徳島県男女共同参画推進条例第17条に基づく施策に関する申出の処理制度」について、引き続き周知を図り、適切な処理に努めます。